

# 烏丸通沿道四条南地区地区計画

都市計画法第58条の2  
に基づく届出について

必要・不要

【お問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 Tel. (075) 222-3505  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御土上本願寺前町488

位置：京都市下京区竹屋之町，上柳町，匂天神町，函谷鉾町，水銀屋町，童侍者町，二帖半敷町，白楽天町，釘隠町及び大政所町の各一部

面積：約3.4ヘクタール



## 【地区計画の目標】

当地区は、京都の玄関口であるJR京都駅から市内の中央部を南北に連絡する烏丸通の沿道にあり、銀行等の金融機関やオフィスビルが集積し、本市におけるビジネスの中心的な役割を果たしています。

また、烏丸通は大正期に御所に至る行幸道路として拡幅され、近代建築物が建ち並び気品の高い通りです。

当地区においては、地区の目指すべき将来像を「気品の高さで良質なにぎわいを有する通り」と「京都の産業をリードする通り」とし、その実現のために、地区計画の目標を以下のように定めます。

- 1 京都の都心軸として、また、賓客を迎える通りとして、歴史や文化を大切にしたい気品高い通りを目指すとともに、良質なにぎわいを生み出すことを目指します。
- 2 烏丸通が有する、業務機能や商業機能の集積度と知名度をさらに高め、京都の産業をリードする通りを目指します。

## 【区域の整備・開発及び保全の方針】

### ○土地利用に関する方針

京都市を代表するビジネスストリートとしての賑わいを高めるため、業務機能と商業機能の集積を図り、烏丸通に面する敷地においては、風俗営業や共同住宅の立地の規制を行い、業務施設や商業施設の誘導を図ります。

### ○地区施設の整備方針

地域で暮らし、働く人が快適に、また、烏丸通を訪れる人を暖かく迎えることができるよう、上質な歩行者空間を確保し、沿道の敷地との一体性や、快適性に配慮した歩行者空間の整備を図ります。

### ○建築物等の整備の方針

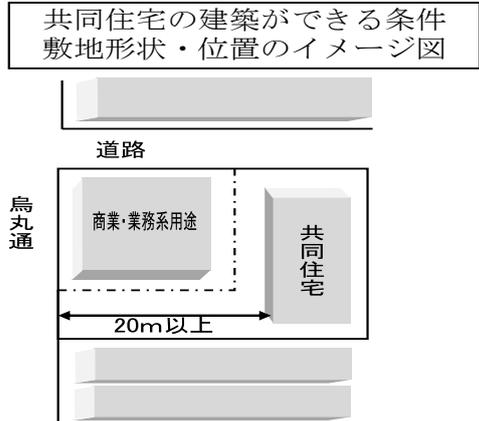
良好な業務・商業環境の形成を図るとともに、通りの歴史性に配慮した景観形成に努めるため、沿道の建築物については、通りへの影響に配慮するとともに、通りの連続性や、その形態、意匠等について、適切な制限と誘導を図ります。

## 【地区整備計画】

### ○建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業，同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの
- 2 建築基準法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物
- 3 ナイトクラブ
- 4 共同住宅，寄宿舍又は下宿。ただし，当該建築物及びこれに付属するもの（門及び塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から烏丸通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上であるものを除く。



## 【地区計画及び地区整備計画 区域図】

